

# 公益社団法人沖縄県地域振興協会の 職員の給与及び旅費に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県地域振興協会（以下「協会」という。）の職員の給与及び旅費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (職員の給与)

第2条 職員に支給される給与の種類及びその額並びに支給方法については、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例53号）、特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例（平成20年3月28日条例第4号）及びこれらに基づく人事委員会規則の例によるものとする。

2 職員の給料表は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）別表第1の行政職給料表を準用し、標準的な職務の級については、別表第1による。

## 第3条 削除

## (初任給)

第4条 新たに職員となった者の初任給の決定は、前条により難しいときは、その者の学歴、経歴及び職務の地位等を勘案して会長が定める。

## (管理職手当)

第5条 管理職手当は、公益社団法人沖縄県地域振興協会事務局組織規程第4条の定める事務局長及び部長の職にあるものに対して支給する。

2 前項に規定する管理職手当の支給については、沖縄県人事委員会が定める管理職手当に関する規則（昭和47年5月15日規則第11）に基づく管理職手当の例による。

## 第6条 削除

## (退職手当)

第7条 職員が退職した時は、退職手当を支給する。

2 前項の退職手当は、沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の例による。

3 退職する職員のうち県の身分を有する者については、退職手当は支給しない。

## 第8条 削除

## 第9条 削除

(旅費)

第10条 職員の旅費については、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の例による。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会にはかかって会長が定める。

附 則

この規程は、昭和56年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年5月25日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月30日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年2月19日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年5月22日に施行し4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年5月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年2月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (職務表)

職 務	職務の級
事務局長	6 ～ 9 級
部長	4 ～ 7 級
主 幹	4 ～ 5 級
主 査	3 ～ 4 級
主 任	2 ～ 3 級
主 事	1 ～ 2 級

別表第2 (管理職手当) 削除